

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 法人からの経済的利益と課税関係

昨年、「お年玉」を経費として計上し、所得税の源泉徴収を行っていなかったとして、都内法人が東京国税局による税務調査で計約4,000万円を追徴課税されました。法人からの金品贈呈の課税関係はつぎのとおりです。

	法人側の課税	個人側の課税
お年玉	役員：賞与として損金不算入	役員：(所)源泉徴収され、給与課税
	従業員：給与として損金算入	従業員：役員と同じ
慶弔見舞金	役員： ①社内規程に基づき、②社会通念上相当額で、③従業員支給額と乖離せず支給した場合は「福利厚生費」として損金算入。要件満たさない場合は、役員賞与として損金不算入	役員： (所)左記要件満たさない場合は、役員賞与として源泉徴収され、給与課税。
	従業員：原則として損金算入	従業員：課税関係なし
弔慰金	役員： 社会通念上相当額(注1)は損金算入(注1)相当額はつぎの算式のとおり。 ・業務上の死亡の場合：月額給与×36月 ・上記以外：月額給与×6月	役員： ・(所)社会通念上相当額は非課税、超過の場合源泉徴収され給与課税 ・(相)社会通念上高額部分は課税対象
	従業員：役員と同じ	従業員：役員と同じ
永年勤続記念品	役員： ①勤続期間等に基づく社会通念上相当額で、②10年以上を対象とし、2回以上表彰を受ける場合は概ね5年以上の間隔を置いて支給するものは、損金算入。 ※ 旅行券は、換金性があり金銭支給と同様のため旅行実行の可否を個別確認の必要有	役員： (所)左記要件満たさない場合は、源泉徴収され、給与課税
	従業員：役員と同じ	従業員：(所)左記要件満たさない場合、源泉徴収され、給与課税
転居支度金	役員：社会通念上相当額は損金算入	役員：(所)非課税
	従業員：役員と同じ	従業員：役員と同じ
入社一時金 (入社支度金)	役員：支出時に交際費計上	役員：源泉徴収され雑所得課税(所法204条契約金)
	従業員：支出時に損金算入	従業員：役員と同じ

※ (法) = 法人税、(所) = 所得税、(相) = 相続税の略

お見逃しなく！

新型コロナウイルスなどの感染症に関連する経済的利益の取扱いは個別に取扱いが規定されています。

- ・業務上の必要性に基づき受けるPCR検査費用・ワクチン接種会場までの交通費など
→ (法)損金算入、(所)非課税
- ・感染者に支給する見舞金の取扱い：→(法)損金算入、(所)非課税

(参考資料) <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/pdf/faq.pdf>